

### 就学援助制度のご案内

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

#### ■援助対象となる方

次のいずれかに該当し、経済的に苦しく、援助が必要と教育委員会が認めた方

- ◇生活保護が停止または廃止された方
- ◇市民税が非課税または減免されている方
- ◇児童扶養手当が支給されている方
- ◇生活福祉資金の貸付を受けている方
- ◇国民年金保険料、国民健康保険料が減免されている方
- ◇失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である方
- ◇その他、経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認めた方

#### ■申請・問合わせ

◇在籍する各小中学校  
 ◇学校教育課 ☎840687

### 「市役所だより」を終了します

㈱CACの自主放送を活用した「市役所だより」(文字放送、データ放送)は、3月末をもって終了します。長い間ご視聴いただき、ありがとうございます。

■問合わせ  
 企画課 ☎84-0603

### 保険料の納付を猶予

#### 「国民年金」学生納付特例

20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。ただし、所得が基準額以下の学生の方は、申請により保険料の納付を猶予されます。

#### ■対象

◇大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(一年以上の課程に限る)などに在学する20歳以上の学生

※夜間・定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

◇本人の平成27年分の所得が118万円以下(給与収入約194万円まで)の学生

#### ■特例期間

4月～平成29年3月

#### ■申請

4月1日(金)以降に 学生証・年金手帳・印鑑(本人の場合は不要)をお持ちのうえ、国保年金課で申請してください。

※毎年度申請が必要です。

※平成27年度に学生納付特例を受け、引き続き特例を希望する方で、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書(ハガキ)を返送した方は除く。

#### ■問合わせ

国保年金課 ☎840653

### 市税の猶予制度についてお知らせします

納税する方の負担を軽減し、早期かつ的確に納税していただくため、市税の猶予制度を見直しました。

災害など特別な事情により、市税を一時に納付することができない時は、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

また、滞納処分による財産の換価は、一定の要件に該当する時に1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

詳しくは、収納課または市ホームページでご確認ください。

#### ■問合わせ

収納課 ☎840625

### ご存じですか?

#### 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその加害者を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。相談や申立ての費用は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

#### ■相談・問合わせ

名古屋地方裁判所半田支部庁舎内  
 半田検察審査会(宮地町200番地の2) ☎210372

### 4月の「小型家電」回収日

車両脱着型コンテナ、または軽トラックを設置して、小型家電の回収を実施します。ご協力お願いします。

日(曜)	場所
2日(土)	新居区民館
9日(土)	平地公民館
16日(土)	成岩第三区 コミュニティ会館
23日(土)	岩滑区民館
30日(土)	有脇小学校

※回収は各施設の駐車場で実施します。

#### ■時間

9時～11時

#### ■回収品目

大ききにかかわらず電気、電池で動くもの

※パソコンや携帯電話などは、ご自身でデータ消去をお願いします。

#### ■回収できないもの

◇家電リサイクル法対象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど)

◇製品の大部分が布製、木製、皮製でできているもの(マッサージチェア、電気毛布、木製スピーカーなど)

◇蛍光管、電池

#### ■問合わせ

クリーンセンター ☎23567